

## 埼玉県ミニバスケットボール連盟南部地区理事会規約

(名称)

第1条 本会は、埼玉県ミニバスケットボール連盟南部地区理事会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を地区責任者指定の場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、埼玉県ミニバスケットボール連盟南部地区の登録チームの健全なる普及、発展及び関係を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 埼玉県ミニバスケットボール連盟の目的を達成するための事業
- (2) 地区内ミニバスケットボール大会、指導者講習会、審判講習会等の開催
- (3) その他、目的達成のための必要な事業

(組織)

第5条 本会は、埼玉県ミニバスケットボール連盟に加盟したチームのうち、南部地区（和光市、朝霞市、志木市、新座市、戸田市、蕨市、川口市、草加市、上尾市）に加盟したチームから選出された役員、理事をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

地区責任者 1名 地区副責任者 若干名 書記 1名 会計 1名 監事 1名  
理事 各市代表数名・各委員会委員長数名 顧問 若干名

第7条 次期の地区責任者、地区副責任者、書記兼会計は任期の最終の理事会にて決定する。理事は、それぞれ市・委員会で推薦された南部地区各市代表・各委員会委員長で構成する。

第8条 本会は、埼玉県ミニバスケットボール連盟に理事を必要に応じ推薦する。

第9条 本会は、理事会の承認のもと、必要な理事を加えることができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。途中補われた役員は、他の役員残任期間と同じとする。

(委員会)

第11条 本会は、その事業の円滑な遂行を図るため、次の委員会を置き、それぞれ業務を分担する。

- |                 |             |         |
|-----------------|-------------|---------|
| 1 総務委員会         | 2 競技委員会     | 3 技術委員会 |
| 4 審判委員会         | 5 TO委員会     | 6 広報委員会 |
| 7 スポーツ少年団南部地区部会 | 8 その他必要に応じて |         |

(会議)

第12条 本会の会議は、第6条に規定された役員による理事会とする。

第13条 理事会は、地区責任者が招集し、議長には、地区責任者があたる。

(会計)

第14条 本会の経費は、埼玉県ミニバスケットボール連盟、埼玉県スポーツ少年団等の補助金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第16条 本会の規約は、理事会の議決により、改正することが出来る。

(その他)

第17条 本規約で定めるものを除くほか、必要な事項は理事会において別に定める。

第18条 本規約は、平成20年4月12日より施行する。

附1 平成22年5月16日一部改正 第11条 普及技術委員会→技術委員会

附2 平成22年5月16日一部改正 第6条 顧問 若干名 追加

附3 平成23年5月14日一部改正 第6条 書記兼会計1名→書記1名 会計1名 変更

附4 平成26年4月1日一部改正 第5条 鳩ヶ谷市 削除